

健康情報管理システム利用契約 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、地方独立行政法人市立大津市民病院職員の「健康情報管理システム」にかかるサービス提供事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2. 概要

- (1) 件名 健康情報管理システム利用契約
- (2) 目的 当院では職員の健康管理データをそれぞれ紙またはエクセルで管理しているため、記録の保管・管理作業に時間を要し、保管場所にも苦慮している。また、産業スタッフ間での健康管理情報の共有や職員への健診結果通知等は全て紙媒体でのやり取りであり、健康管理データの安全管理と効果的な情報共有の両立に課題を抱えている。さらに、当院職員の健康に関する経年データの集計・分析はエクセルデータを手作業で加工する事により行っているため、これらの作業に手間と時間を要し、対応策を講じることにより力を注ぐことができていない。以上の課題を解決し、健康管理業務の効率化・負担の軽減を図りながら、職員の健康情報を安全に管理し、より適切かつ効率的に職員の健康管理を行うため、健康情報管理システムを利用契約するものである。
- (3) 内容 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで、健康情報管理システムを当院に対して利用提供するもの。
詳細は「健康情報管理システム利用契約 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 契約期間 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで
サービス提供者又は当院から期間満了の60日前までに契約解除の申し出がない場合は、本契約と同一条件で更に1か年継続するものとし、更新は最大2回までとする。
- (5) 病院概要 名 称 地方独立行政法人市立大津市民病院
所 在 地 滋賀県大津市本宮二丁目9番9号
職 員 数 891人（令和7年1月1日現在）
内 訳 正規 653人、嘱託 139人、契約 99人

3. 予算額

予算の上限は2,722,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

※月額利用料11ヶ月分、初期導入費含む。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式による

5. スケジュール

令和7年2月21日（金）公募及び資料配付開始

令和7年3月3日（月）質疑受付締切

令和7年3月5日（水）質疑に対する回答（予定）

令和7年3月17日（月）企画提案書等の提出締切

令和7年3月26日（水）プレゼンテーション審査

令和7年3月28日（金）審査結果通知

6. 参加資格

（1）プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- ① 当院の入札参加資格停止規程に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- ⑤ 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

（ア）親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d. 組合の理事

e. その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

⑥ 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑦プライバシーマーク取得、または情報セキュリティマネジメントシステムに関するISO/IEC27001、及びISO/IEC 27017 の認証を受けていること。

⑧システムの提供実績において、告示日時点で従業員数 1,000名以上の企業に対して継続して5年以上の期間、システム提供している契約実績を有すること。

7. 質疑・応答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の手順に従い質問書を提出すること。質問への回答は、市立大津市民病院ホームページ (<https://och.or.jp>) において実施する。

なお、電話及び訪問による口頭での質問や、受付期間終了後に提出された質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和7年2月21日(金) から3月3日(月) 午後5時まで

(2) 質問方法 質問方法 質問書【様式5】により契約係に対して行うこと。(郵送、持参、FAX可)

※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝えること。

※郵便の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号

市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

FAX番号 077-521-5414

och1040@och.or.jp

(4) 回答日 令和7年3月5日(水) 予定

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書【様式1】 1部

イ 企画提案書(任意様式) 10部

- | | | |
|-----|---|-----|
| ウ | 申請者の概要【様式2】 | 10部 |
| エ | 委任状【様式3】 | 1部 |
| オ | 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書【様式4】 | 1部 |
| カ | 見積書（任意様式） | 10部 |
| | （月額利用料の見積書を提出すること。初期導入費用等が必要な場合は別途提示すること。） | |
| キ | 大津市に入札参加資格申請を提出していない者がプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる書類を提出すること。 | |
| | a 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）及び役員名簿 | 1部 |
| | b 個人にあつては、身分証明書の写し | 1部 |
| | c 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの） | 1部 |
| ク | プライバシーマーク取得、または情報セキュリティマネジメントシステムに関するISO/IEC27001、及びISO/IEC 27017 の認証を受けていることの証明書（任意様式） | 1部 |
| ケ | 健康情報管理システム利用提供業務実績書（任意様式） | 1部 |
| | （告示日時点で従業員数 1,000名以上の企業に対して5年以上の期間、継続してシステムを提供する企業との契約実績を有することが証明できるもの。） | |
| (2) | 提出期間及び時間 公告日から令和7年3月17日（月）午後5時15分まで
午前8時30分から午後5時15分まで
（土、日及び休日は除く。） | |
| (3) | 提出方法
持参又は郵送（提出期限内必着）に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。 | |
| (4) | 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号
市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係 | |

9. 企画提案書作成方法

企画提案書の内容は以下の項目を基本事項とし、仕様書の内容を網羅すること。

(1) システム利用提供体制について

- 実施体制（システム・営業担当者紹介含む）
- 連絡調整方法
- 実績について（導入企業数およびその規模、利用継続年数も記載すること）

- ・システム導入・運用支援（相談窓口の設置・操作マニュアルの作成等）
- (2) システム機能について
 - ① 健康診断について
 - (ア) データ取り込み
 - (イ) 記録の保管
 - (ウ) 労働基準監督署あて報告書の作成
 - (エ) 産業医による就業判定の実施
 - (オ) 要精検者への対応（受診勧奨・産業医コメント入力）
 - ② 抗体価検査・ワクチン接種履歴の管理について
 - (ア) データ取り込み（麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型・C型肝炎・インフルエンザ・コロナワクチン 等）
 - (イ) 結果の判定（抗体価判定・ワクチン接種の要否）
 - (ウ) 記録の保管
 - ③ ストレスチェックについて
 - (ア) PC/スマートフォンによるストレスチェックの受検
 - (イ) 受検勧奨/面接勧奨機能
 - (ウ) 労働基準監督署あて報告書の作成
 - (エ) 面談記録・産業医意見書の作成
 - (オ) 集団分析の実施
 - ④ 面談記録について
 - (ア) 記録の作成（復職面談・長時間労働者面談・高ストレス者面談・保健師面談・人事対応面談 等）
 - (イ) 面談日の設定・調整機能
 - (ウ) 記録の保管（時系列・面談種別ごとの保管、検索機能 等）
 - (エ) 産業医による意見書作成
 - (オ) 就業制限・事後措置内容等の登録管理
- (3) 画面構成と操作性について
 - ・画面の見やすさ・分かりやすさについて
 - ・入力のしやすさ、データの取扱方法について
- (4) セキュリティ対策について
 - ・セキュリティ対策の方法について
- (5) その他委託業務に係る独自の提案事項等について
 - ・保健指導・健康教育等職場環境改善活動の実施に役立つ健康課の抽出について
 - ・その他独自提案について

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。また、応募者が多数の場合は、一次審査として書類審査を設けることがある。

(1) 一次審査（応募者多数の場合）

- ア 審査方法 書類審査
- イ 審査日 未定
- ウ 審査基準 下記項目を基本に審査

①実施体制について

- ・実施体制（担当者紹介含む）
- ・連絡調整
- ・実績
- ・システム導入・運用支援体制

②システム機能について

- ・健康診断
- ・抗体価・ワクチン接種歴の管理
- ・ストレスチェック
- ・面談

③セキュリティ対策について

④その他独自提案事項について

⑤事業経費

- ・見積額は企画、提案内容に見合っているか

(2) 企画提案書の審査

- ア 審査方法 企画提案書及びプレゼンテーション（デモンストレーション含む）により審査を行う。
- イ 審査日 令和7年3月26日（水）予定（一次審査なしの場合）
- ウ 審査順 企画提案書等を提出された順に審査
- エ 発表時間 30分程度
 - ・プレゼンテーション（20分程度）
 - ・デモンストレーション（10分程度）
- オ 発表方法 プレゼンテーションは、プロジェクト責任者の候補者が実施すること。ただし、デモンストレーションはこれ以外のもの行って差し支えない。
プレゼンテーションにおいては、「9.企画提案書作成方法」に基づき作成された企画提案書および見積書について、その内容を分かりやすく説明すること。
デモンストレーションについて、システムの実機を用いて、システ

ムの基本的な画面構成及び操作性について分かりやすく説明すること。ただし、システムの実機を当日までに準備することができない場合は、画面イメージ図等を示したスライドを用いて説明を行うこと。

カ 質疑応答 10分程度

キ 審査基準 上記(1)ウ 審査基準に加え、下記項目を基本に審査

①画面構成と操作性について

- 画面について
- 操作性について

ク 会場等 大津市本宮二丁目9番9号 市立大津市民病院別館3階特別会議室
※詳細は、企画提案書等を提出した者（一次審査を行った場合は、当該審査に合格した者）に対して別途通知する。

ケ 機材等 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ市立大津市民病院が準備したプロジェクターを利用することができる。

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

11. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知
- (2) 通知時期 令和7年3月28日（金）
- (3) 通知内容 審査結果

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1提案者につき1案とする。

13. 契約の締結

審査の結果、最優秀と評価された提案者と協議を行い、契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、第2位以下の次点提案者から順に繰り上げて協議を行う。

ア 6. 参加資格 に定める要件を満たすことができなくなったとき。

- イ 契約の交渉が成立しないとき、または最優秀提案者が辞退したとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
- エ その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。

14. 情報公開及び提供

当院は企画提案者から提出された企画提案書等について、情報公開等の請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式6）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当院

が必要と認める場合には、当院は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（6）提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 応募手続に関する問合せ先

地方独立行政法人市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

TEL：077-526-8517

FAX：077-521-5414

電子メール och1040@och.or.jp